

## ○札幌市プール指導要領

〔昭和 55 年 7 月 24 日〕  
〔厚生局長決裁〕

最近改正 平成 27 年 3 月 24 日

(目的)

**第 1** この要領は、プールに関する指導方針及び事務処理要領を定めることにより、プールにおける衛生指導の円滑な運営を図り、もって遊泳者の安全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第 2** この要領において「プール」とは、容量 50 m<sup>3</sup>以上の貯水槽を設け、多人数に遊泳させる施設をいう。ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に設置されるものは除く。

なお、容量 50 m<sup>3</sup>未満の貯水槽を設け、多人数に遊泳させる施設の設置者は、当該施設の衛生及び遊泳者の安全確保にあつては、別に定めるプール構造設備基準及びプール維持管理基準に準じるよう努めるものとする。

(設置の届出)

**第 3** プールを設置しようとする者は、プール設置届（様式 1）に次の各号に掲げる書類を添付して保健所長に提出するものとする。

- (1) 附近見取図
- (2) 平面図
- (3) 給水及び排水設備の系統図
- (4) プール本体の断面図・平面詳細図
- (5) 主要機器一覧表
- (6) 排（環）水口の詳細図（断面図）
- (7) その他保健所長が必要と認める書類

2 保健所長は、前項の規定による届出があつたときは、書類及び施設を検査のうえプール検査復命書（様式 2）により復命した後、プールの設置者に検査結果を通知（様式 3）するものとする。

3 保健所長は、プール台帳（様式 4 等による）を備えるものとする。

(変更及び廃止の届出)

**第 4** プールの設置者は、届出事項を変更したとき又は廃止したときは、プー

(札幌市プール指導要領)

---

ル変更届（様式5）又はプール廃止届（様式6）を保健所長に提出するものとする。

（プール構造設備基準）

**第5** 保健所長は、別に定めるプール構造設備基準に基づき指導を行うものとする。

2 保健所長は、プールに関して確認申請又は計画通知を受理した旨の通知を建築指導部長から受けたときは、前項の規定によるプール構造設備基準に基づき審査し、その結果を建築指導部長に対して回報するものとする。

（プール維持管理基準）

**第6** 保健所長は、別に定めるプール維持管理基準に基づき指導を行うものとする。

（立入検査等）

**第7** 保健所長は、必要があると認めるときは、プール立入検査項目表（様式7）を使用し、設置者の同意を得て、当該職員を当該プールに立ち入らせ、この要領に定める基準の遵守状況を検査させるものとする。

2 保健所長は、必要があると認めるときは、プール水の水質検査を行うものとする。

3 保健所長は、立入検査の結果必要があると認めるときは、プールの設置者に対しプール立入指導票（様式8）により改善を指導するものとし、改善に日数を要するものについては、指導事項改善計画書（様式9）の提出を求めものとする。

（維持管理状況の報告）

**第8** プールの管理責任者は、プール維持管理報告書（様式10）により、プールの維持管理状況を毎月保健所長に報告するものとする。

2 前項に規定する報告書の提出期限は、各月の翌月10日までとする。

附 則

この要領は、昭和55年7月24日から施行する。

附 則（平成元年3月29日）

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月2日）

この要領は、平成3年9月2日から施行する。

附 則（平成4年9月1日）

この要領は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日）

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成 7 年 5 月 29 日)

この要領は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 10 月 16 日)

この要領は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 26 日)

- 1 この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日（以下「施行の日」という。）前に、この要領による改正前の札幌市プール指導要領の規定に基づき、当該プール所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に対してなされた届出その他の手続及び保健所長がした受理書の交付その他の行為は、施行の日以降においては、改正後の札幌市プール指導要領の規定に基づき保健所長に対してなされた届出その他の手続及び保健所長がした受理書の交付その他の行為とみなす。

附 則 (平成 11 年 3 月 17 日)

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日)

- 1 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市プール指導要領の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成 14 年 3 月 29 日)

- 1 この要領は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の札幌市プール指導要領第 3 の届出を行っている者が設置しているプールについては、この要領による改正後の札幌市プール指導要領（以下「改正後要領」という。）第 5 第 1 項の規定によるプール構造設備基準 1 の(7)のイの基準及び改正後要領第 6 の規定によるプール維持管理基準 3 の(4)中の循環ろ過装置の出口の濁度の検査に係る部分については、平成 15 年 5 月 31 日までの間は適用しない。

附 則 (平成 17 年 3 月 30 日)

- 1 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市プール指導要領の規定に基づき作成された届出書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成 20 年 1 月 8 日)

- 1 この要領は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市プール指導要領の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要

(札幌市プール指導要領)

---

な修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成 27 年 3 月 24 日)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。